

令和元年8月28日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人 信 託 協 会

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等（8/7公表）に関する意見

質問	該当箇所	意見・質問・確認事項等
1	信託業法施行規則第 79 条の 2	<p><b>【所属信託会社の説明書類の縦覧】</b></p> <p>今回の改正案では、「ウェブサイトのアドレスや二次元コードを紙面又は映像面に表示」することによって、「説明書類を公衆の縦覧に供したもの」とみなす、と理解されるところ、これは同時に、信託業法第 78 条第 1 項との関係において、「ウェブサイトのアドレスや二次元コードを紙面又は映像面に表示」すれば、当該代理店の営業所内における「説明書類の備え置き」の要件を充足しているものとみなす、との理解でよいか。</p>
2	信託業法施行規則第 79 条の 2	<p><b>【所属信託会社の説明書類の縦覧】</b></p> <p>「ウェブサイトのアドレス」について、平成 30 年に措置された銀行代理業者に係る銀行法施行規則改正におけるパブリックコメント（平成 30 年 8 月 15 日公表 No. 12）によると、例えばウェブサイト内に（過年度分含め）説明書類等へのリンクを掲載しているウェブページ（以下「説明書類等ページ」という。）を設けている場合に、以下のように理解することについて否定されるものではないとされている。</p> <p>①「ウェブサイトのアドレス」は、最新の説明書類等のアドレスを意味しているのではない。</p> <p>②「ウェブサイトのアドレス」は、説明書類等ページのアドレスも認められる。</p> <p>今回の信託契約代理業者に係る改正においても、信託契約代理業者の利用者が、最新の説明資料等がどれか判断できると、所属信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 2 項の規定により読み替えられた「所属信託兼営金融機関」を含む）や信託契約代理業者で考える場合には、②の対応をとることは否定されるものではない、との理解でよいか。</p>

以上